平成27年8月から

食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

○　介護保険３施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

○　在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

Q どんな改正が行われるのですか？

A これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成 27 年８月からは、以下の取扱いを追加します。

①**配偶者が市区町村民税を課税されている**かどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（**世帯が同じかどうかは問わない**）

②**預貯金等の金額**を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする

配偶者がいる方：合計 2,000 万円

配偶者がいない方：1,000 万円

なお、①または②に該当して負担軽減の対象外となった方でも、その後該当しなくなった場合には、その時点から申請すれば負担軽減の対象となります。

※　預貯金等の額の基準は、入居期間が比較的長い特別養護老人ホームの入居期間の実態や施設入所にかかる費用等を考慮して設定しています。

〈食費・部屋代の負担軽減　対象者の判定の流れ〉

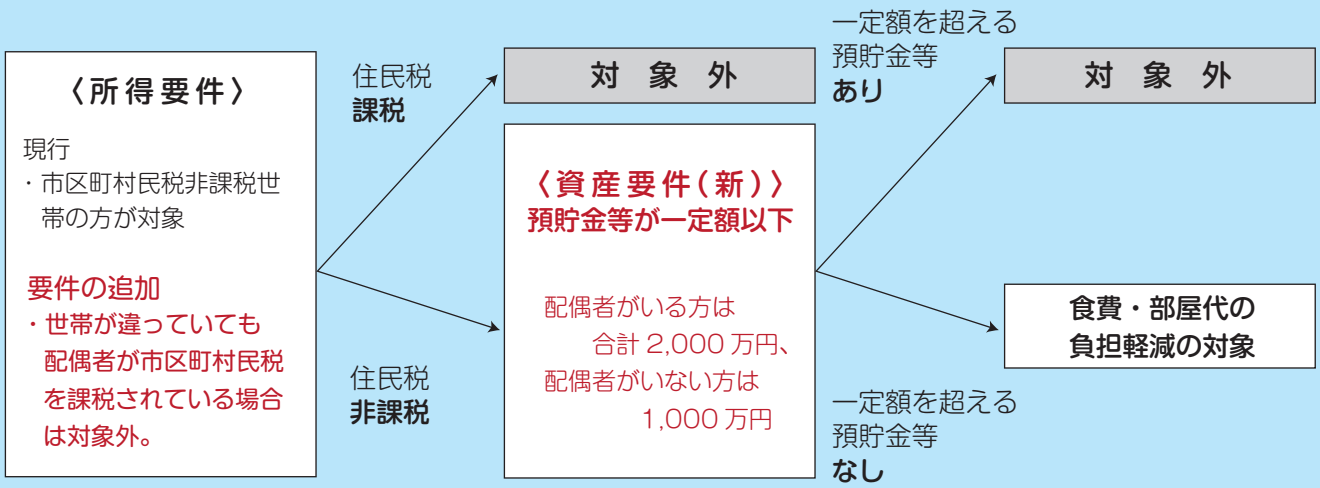

厚生労働省